

令和5年度兵庫県いなみ野学園 大学自治会規約

第1章 総則

第1条 本会は兵庫県いなみ野学園大学自治会と称し、本部を学園内に置く。また、居住地毎に支部を置く。

第2条 本会は大学の学生全員をもって組織する。

第3条 本会は学生の自主活動により、学園生活の向上と会員相互の親睦並びに福祉の増進を図る。

第4条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

1. 教養文化に関すること
2. 保健体育に関すること
3. 福祉厚生に関すること
4. 会員の慶弔に関すること
5. その他目的達成に必要なこと

第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

第1項 正・副会長

1. 会長 1名(4年生)
2. 副会長 4名(各学年1名)

第2項 専門委員

専門委員は下記の通りとし、正・副委員長は4年生の各学級の委員長、副委員長が兼務する。

ただし、必要に応じ学級委員長及び学級副委員長以外の者が担当することができる。

また各正・副委員長以外の専門委員は1・2・3年生の各学級の委員長が兼務する。なお必要に応じ学級委員長以外の者が担当することができる。

1. 総務委員 5名(正・副及び委員3名)
2. 文化委員 5名(正・副及び委員3名)
3. 体育委員 5名(正・副及び委員3名)
4. 福祉保健委員 5名(正・副及び委員3名)
5. 学習委員 5名(正・副及び委員3名)
6. 広報委員 5名(正・副及び委員3名)
7. 環境美化委員 5名(正・副及び委員3名)

第3項 監査委員

各学年に監査委員を1名選出し、4年生が監査委員長を務める。

第4項 支部委員

各支部、学年に1名選出し、4年生が支部長を務める。

第5項 クラブ部長

各クラブに1名選出する。

第6項 顧問

顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、総会で承認を得る。

第7項 学級委員

各学年、各学級に次の役員を置き、学園及び学級の円滑な運営を図る

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 総務正・副委員 各1名
4. 文化正・副委員 各1名
5. 体育正・副委員 各1名
6. 福祉保健正・副委員 各1名
7. 学習正・副委員 各1名
8. 広報正・副委員 各1名
9. 環境美化正・副委員 各1名
10. アルバム正・副委員 各1名
11. 旅行正・副委員 各1名
12. モニター委員 5名
13. 図書正・副委員 各1名

なお委員の人数は各学級の実情に合わせて決定し、兼務もいとわない事とする。

また、必要な場合は上記以外の委員を置くことができる。

第6条 役員の任務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は学年を代表し、会長を補佐する。
3. 総務、文化、体育、福祉保健、学習、広報、環境美化の各本部役員及び監査委員は各学年を代表して各専門委員会の任務を担当する。
4. 監査委員は本会計の監査及び自治会活動について監査を行う。
5. 学級委員長は各学級を把握して、学園生活の円満な発展を期して、学級委員長任務を担当する。
6. 支部長は会員相互の親睦と支部の円滑な発展を期して、支部長任務を担当する。
7. クラブ部長はクラブ会員相互の親睦とクラブの円満な発展を期してクラブ部長任務を担当する。

8. 顧問は本会の必要事項に関し会長の諮問にこたえる。

9. 総務委員会には会計担当を設け、自治会の会計全般を掌握する。

第7条 役員の選出及び任期

1. 会長は4年生より選出する。
2. 副会長は各学年より選出する。
3. 総務、文化、体育、福祉保健、学習、広報、環境美化の各本部役員及び監査委員は各学年より選出する。
4. 学級委員は各学年各学級より選出する。
5. 支部委員は各支部において各学年より選出する。
6. クラブ部長は各クラブにおいて選出する。
7. 役員の任期は何れも1年とし、再任を妨げない。

任期途中において役員(含む監査委員)交代の申入れがあった場合には、直近の本部役員会で承認を得るものとする。

なお、本部役員会の日程に余裕がない場合は、会長・副会長にて交代理由の妥当性を確認したうえで事後の本部役員会で承認を得る。

中途就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

8. 選出の時期は正・副会長、専門正・副委員、監査委員、支部委員、クラブ部長は1月中とする。ただし、1年生については4月中とする。

正・副学級委員長以外の学級委員は4月中とする。

第8条 選出された役員の業務執行

前条により選出された役員は、継続的な自治会活動を確保するため、事業年度開始から総会までの間、第6条に規定する「役員の任務」を執行することができる。

第3章 会議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会は最高の決議機関であり、予算・決算・規約の改正ならびに役員について審議し、出席者の過半数の承認を得て決定するものとする。
2. 総会は毎年5月会長が招集し、第5条の第1項から第4項に掲げる全役員及び各学級から5名の代表者ならびに各支部

長他1名、各クラブ部長をもって構成し、過半数の出席により成立する。

なお、会長が必要と認めるとき臨時総会を招集することができる。

3. 本部役員会は第5条第1項の会長、副会長、第2項の本部専門委員及び第3項の監査委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、重要案件を審議し、出席者の過半数の承認を得るものとする。

出席者の過半数の同意を得るものとする。

4. 本部役員会には本部専門委員会を設置し事前検討を行うことが出来るものとする。本部専門委員会は、会長、副会長、専門委員会委員長、専門委員会副委員長、監査委員長及び会計担当をもって構成する。

5. 専門委員会を下記の通り設置し、各専門委員会活動に関する必要事項を協議する。

各専門委員会は必要に応じて専門委員長が招集する。

ただし、必要やむを得ない状況が生じたときは専門委員会を新設又は廃止することができる。この場合直近の総会で承認を得なければならない。

- (1) 総務委員会
- (2) 文化委員会
- (3) 体育委員会
- (4) 福祉保健委員会
- (5) 学習委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 環境美化委員会

6. 学年学級委員長会は学園生活に関する必要事項を審議するものとし、副会長が招集する。

なお、必要に応じて学級委員長以外の本部役員が出席する事もある。

7. 支部委員会は支部活動に関する必要事項を審議するものとし、支部長が招集する。

8. 支部長会は支部活動に関して会長の諮問に応え、支部長が招集する。

9. クラブ部長会はクラブ活動に関して会長の諮問に応え会長が招集する。

第4章 慶弔

第10条 会員の慶弔について次の通り定める。

1. 会員の慶事にあたり金一封(10,000円)を贈り祝意を表す。
2. 会員の不幸の際は香料10,000円を贈り弔意を表す。

3. 会員が災害を受けたときは協議により見舞金を贈る場合がある。
4. その他必要がある時は協議による。緊急やむをえない時は会長の専決による。

第5章 会計

第11条 本会の会計は、入会金、会費及び寄付金をもってあてる。

1. 入会金は、1,000円、会費は年3,000円とし、図書館運営費は年1,000円とする。
2. 図書館運営費は、図書館運営委員会に拠出する。
3. 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 補則

第12条 この規約に定めるもののほか、支部活動、クラブ活動、その他下記規定等必要な事項は別に定める。

- ・会計規則
- ・会計細則
- ・旅費規程
- ・文書管理規定

(附 則)

この改正規約は令和5年4月1日に遡及適用する。